***ご参加ください！***

**労働保険事務組合**

富山SR経営労務センター

＊**富山県社会保険労務士会の組織です！**



　　　労働保険事務組合の機能を持つことで社労士業務が拡大充実します。

* 顧問先事業主等を会員として迎えます。

労働保険の事務手続きがより迅速･適確になります。

また、未手続き事業所への働きかけもしやすくなります。

***「特別加入」制度などがメリット！***



1. **従業員が一人でもいれば、事業主・家族従業員も労災保険に特別加入できます。**

**２、労働保険料の額に関係なく、年3回に分割納付できます。**

1. **建設業の一人親方も労災保険に特別加入できます。**

**費　　用**

**＜社労士会員＞**

　・**入会金　　　10,000円**

　　年会費は不要です。

**＜事業主会員＞**

・会　費　　　　　**1～10人　　年額12,000円**(月額1,000円)

**11人以上　 年額24,000円**(月額2,000円)

　原則　毎年７月１0日までに労働保険料と合わせて納入。ただし、3回の分納も可能です。

**＜一人親方＞**

* + **会　費**　　　　　　　　　　**年額　12,000円（月額1,000円）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　労働保険料と合わせて一括納入。

◎お問合せは、センター事務局（富山県社会保険労務士会内）

TEL　076－441－0441　　FAX　076－441－0255へどうぞ

　　―　顧問先事業主等への説明には、事業主用チラシをご利用下さい。―